

令和4年3月7日  
東北森林管理局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

(株)北山建設  
山形県最上郡最上町大字若宮 126

2. 指名停止措置期間

令和4年3月7日から令和4年4月6日まで(1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

(株)北山建設は、山形県発注の河川護岸工事において、施工途中で設計書どおりの施工を行っていないことを認識しながら令和3年1月20日に完了報告をしたことから、契約不適合であるとして、令和3年6月23日に発注者から履行追完を請求された。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和4年1月28日に建設業許可部局である山形県知事から3日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(過失による粗雑工事)第3号に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 3 当該部局の管轄区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施行に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070